

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年7月9日 12時05分ごろ
発生場所	北海道網走市網走港北西方沖 網走港北防波堤灯台から真方位325° 1.9海里付近 (概位 北緯44° 03.0′ 東経144° 16.1′)
事故の概要	漁船第八新生丸は、定置網の型枠調整作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成28年1月6日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八新生丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-23108（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか6人が乗り組み、ポリプロピレン製の新品のロープ（直径約33mm、以下「作業ロープ」という。）を用意し、平成27年7月9日05時00分ごろ網走港を出港し、同港北西方沖に設置された定置網の型枠調整作業に向かった。</p> <p>本船は、定置網に到着すると、船長が、前部甲板で作業の指揮に当たり、定置網の型枠のワイヤを船首から船体中心線上に沿って取り込み、ワイヤの前後に作業ロープ2本を結び付け、それぞれを左舷中央及び右舷船尾に設置されたウインチで同時に巻き込んでワイヤを船上に引き揚げ、型枠を海底から浮上させる作業に取りかかった。</p> <p>船長は、正午を過ぎた頃、ワイヤに結んだ船尾側の作業ロープを船首側に移動させるため、両舷のウインチの巻き込みを一旦停止させ、船尾側の作業ロープを巻き込んでいた左舷側のウインチをゆっくり逆転させて左舷側の作業ロープにかかる張力を緩めた。</p> <p>甲板員Aは、前部甲板の左舷側で救命胴衣を着用して作業に当たり、緩んだ左舷側の作業ロープをワイヤから外すため、同ロープの結び目に近づいたところ、ワイヤを支えていた右舷側の作業ロープが破断し、12時05分ごろ左舷側に跳ねたワイヤに胸を強打された。</p> <p>本船は、網走港に戻り、甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、肋骨骨折と診断された。</p>

分析	本船は、網走港北西方沖において、定置網の型枠調整作業中、ワイヤを支えていた右舷側の作業ロープが破断したことから、甲板上で作業していた甲板員Aが、跳ねたワイヤに胸を強打されて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、網走港北西方沖において、定置網の型枠調整作業中、ワイヤを支えていた右舷側の作業ロープが破断したため、甲板上で作業していた甲板員Aが、跳ねたワイヤに胸を強打されたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 定置網の型枠のワイヤを2本の作業ロープで引き揚げる作業中、後方のロープを前方に移動させる場合、ワイヤをストッパで支えてから行うことが望ましい。・ ロープ類に張力をかける場合、張力強さを超えないようにすること。